

那珂川沿岸農業水利事業（二期）

小野幹線水路その4 工事

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

## 第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業（二期）小野幹線水路その4工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき小野幹線水路を建設するものである。

### 2. 工事場所

茨城県常陸大宮市小野地内

### 3. 工事概要

本工事は、小野幹線水路工事及びその附帯工事で、その概要は次のとおりである。

水路延長 L=884.337m

施工始点 測点 No. 39+15.663m

施工終点 測点 No. 57

内訳

管水路 L=884.337m SL=884.427m

ダクタイル鋳鉄管 ALW 形（AL 2 種）呼び径 400 mm

分土工 1 箇所

空気弁工 3 箇所

制水弁工 1 箇所

排泥工 1 箇所

その他 1 式

### 4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1. 工程制限

測点 No. 52～No. 57 の区間の仮設道路は令和6年10月9日までに設置しなければならない。同区間は令和6年10月10日から令和6年12月20日まで埋蔵文化財発掘調査が行われる予定のため、管水路工事は令和6年12月21日以降の施工とする。

なお、埋蔵文化財発掘調査の期間は調査機関との協議により変更となる場合がある。

## 2. 作業時間の制限

工事における作業時間は午前8時30分から午後5時までとするが、法定道路内での作業時間は、道路使用許可によるものとする。

## 3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

## 4. 施工しない日

原則、土曜日、日曜日及び年末年始休暇（12月30日～1月3日）。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

## 5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

## 6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書「第1編第1章1-1-9」に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等については、別に通知する。

# 第4章 現場条件

## 1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

## 2. 関連工事等

本工事に隣接して次に示す業務（以下、「関連工事等」という。）を実施しているので、監督職員及び関連する責任者等と十分連絡、打合せを行い、工程に支障が生じないように調整しなければならない。

那珂川沿岸農業水利事業所（二期）小野中道遺跡埋蔵文化財発掘調査

(調査予定期間 令和6年8月28日～令和7年3月21日)

### 3. 第三者に対する措置

#### (1) 騒音及び振動対策

- 1) 騒音、振動対策については十分配慮すると共に、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- 2) 上記以外の施工時に第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。

なお、第三者との協議において対策を講じる必要がある場合には、騒音、振動対策に係る仮設備を変更追加することがある。

#### (2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育をうけた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者を下表のとおり配置しなければならない。
- 2) 交通誘導警備員については、下表のとおり計画しているが、現地状況及び配管作業等で員数の変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

| 配置場所 | 交通誘導警備員 | 編 成     | 昼夜別 | 交代要員の有無 |
|------|---------|---------|-----|---------|
| 小野中道 | 4名      | 4名/日(昼) | 昼   | 無し      |

#### (3) 交通対策

- 1) 交通制限区間及び接続道路には、案内看板及び標識等を設置し、道路利用者及び周辺住民に十分な周知を図らなければならない。
- 2) 交通制限の範囲内であっても近接する農地等への出入りを制限しないよう、必要に応じて耕作者の通行を確保するものとする。

#### (4) 安全対策

工事用車両の工事現場への出入りに際しては、必要な安全対策を講じるものとする。

なお、工事期間中における昼夜の安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

### 4. 隣接地に対する措置

工事範囲及び周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

また、監督職員が指示する箇所については、工事実施期間中定期的に位置・高さ等を観測し監督職員に報告しなければならない。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理については、監督職員と協議しなければならない。

## 5. 関係機関との調整

関係機関との協議は、発注者側において行うが、工事実施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。

## 第5章 指定仮設

### 1. 工事用道路等

- (1) 受注者は、図面にに基づき、工事用道路を整備しなければならない。また工期期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。
- (2) 工事用道路等で使用する農地は、使用前後の地盤沈下量を測定するものとする。沈下が認められる場合は、復旧方法等について監督職員と協議するものとする。

### 2. 仮置場（集中預土置場）、建設発生土受入地

#### (1) 仮置場（集中預土置場）

本工事内で流用する建設発生土は、仮置場（仮設ヤード）に仮置きを行い、それ以外は、建設発生土受入地に搬出するものとする。

仮置場（仮設ヤード）は、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。なお、仮置き土の飛散の恐れがある場合は、監督職員と協議するとともに、対策を行うものとする。

#### (2) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、次に示す場所とし、予定数量は次のとおりとする。

| 名称       | 地先名            | 搬出予定量               | 摘要   |
|----------|----------------|---------------------|------|
| 御前山ダム仮置場 | 茨城県常陸大宮市下伊勢畑地内 | 1,800m <sup>3</sup> | 地山土砂 |

建設発生土は、受入地へ搬出する前に受入地管理者により土質確認を行う場合がある。

建設発生土受入地に仮設備が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

### 3. 仮廻し道路

仮廻し道路は敷鉄板を敷設し、一般車両の通行を優先させるものとする。

また、既設道路との段差が生じないように摺り付けを行うと共に、農地等へ土砂等が飛散しないよう管理を行うものとする。

#### 4. 水替工

工事現場内における水替工は想定していない。ただし、現場条件により水替工が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

### 第6章 工事用地等

#### 1. 発注者が確保している用地

(1) 発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。

(2) 工事用地等の借地期間は次のとおりである。

令和6年10月1日～令和7年3月31日

#### 2. 工事用地等の使用及び返還

(1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち関係地権者及び監督職員立会いの上、用地境界、使用条件の確認を行わなければならない。

(2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員及び関係地権者の立会いのうえ、確認を受けなければならない。

### 第7章 工事用電力設備

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

### 第8章 工事用材料

#### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

##### (1) 石材及び骨材

- |              |       |            |    |
|--------------|-------|------------|----|
| 1) 粒度調整碎石    | M-30  | JIS A 5001 |    |
| 2) 再生クラッシュラン | RC-40 | JIS A 5001 | 準拠 |

## (2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

| 種 類      | 呼び強度<br>(N/mm <sup>2</sup> ) | スラン<br>プ<br>(cm) | 粗骨材<br>の最大<br>寸法<br>(mm) | 水セメ<br>ント比<br>W/C<br>(%) | セメン<br>トの種<br>類によ<br>る<br>記号 | 使用目的          |
|----------|------------------------------|------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------------|---------------|
| 無筋コンクリート | 18                           | 8                | 25 (20)                  | 65 以下                    | BB                           | 均しコンクリート<br>等 |
| 無筋コンクリート | 18                           | 8                | 40                       | 65 以下                    | BB                           | 台座コンクリート<br>等 |

※粗骨材最大骨材寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

## (3) 配管材

ダクタイル鋳鉄管

直管      呼び径 400mm AL2 種    JIS G 5526、JDPA G 1027、JDPA G 1053

異形管      呼び径 400mm            JIS G 5526、JDPA G 1027

## (4) バルブ類

1) 急速空気弁                      呼び径 75mm    0.75Mpa FC 製 JWWA B 137 相当

2) 3 方式ボール補修弁            呼び径 75mm    0.75Mpa FC 製

3) ソフトシール仕切弁            呼び径 150mm 0.75Mpa FC 製 JWWA B 120 相当

4) ソフトシール仕切弁            呼び径 400mm 0.75Mpa FC 製 JWWA B 120 相当

## (5) 鉄鋼材

1) 鉄筋コンクリート用棒鋼        JIS G 3112 SD295A

2) マンホール蓋                      JIS A 5506 簡易防水型

(施設名及び「農」の文字を表示)

## (6) アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物      再生密粒度アスコン(13) JIS K 2207

アスファルト混合物は、アスファルトコンクリートを使用するものとし、混合物の標準配合は、「アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会）」及び「舗装再生便覧（社団法人日本道路協会）」によるものとする。

## (7) 土木安定シート

強度 1220N/5 cm 以上、かつ厚さ 0.37 mm 以上

### (8) 埋設物表示テープ

幅 150 mm 2 倍折込ポリエチレンクロス、黄テープ

## 2. 見本又は資料提出

次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。ただし、管材の検査報告書又は受検証明書は、検査後に提出するものとする。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

| 材料名                | 提出物                                |
|--------------------|------------------------------------|
| 石材及び骨材             | 試験成績書・粒度分析表・産地証明書                  |
| コンクリート             | 試験成績書・配合報告書                        |
| アスファルト混合物          | 試験成績書・配合報告書                        |
| 配管材（ダクタイル鋳鉄管）      | 検査報告書                              |
| 配管材（鋼管）            | 日本水道協会指定検査工場登録通知書、<br>受検証明書又は検査報告書 |
| 鋼製異形管              | 同上及び製作図                            |
| 弁類                 | 試験成績書・カタログ                         |
| 鉄鋼材                | 試験成績書・カタログ                         |
| コンクリート二次製品         | 試験成績書・カタログ                         |
| 埋設物表示テープ           | 見本・カタログ                            |
| 土木安定シート            | カタログ                               |
| その他材料（監督職員が指示するもの） | カタログ又は試験成績書                        |

## 3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事用材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を行わなければならない。

| 材 料 名    | 検査・試験項目 | 備 考 |
|----------|---------|-----|
| ダクタイル鋳鉄管 | 寸法・外観   | 抽 出 |
| 弁類       | 寸法・外観   | 抽 出 |
| その他主要材料  | 寸法・外観   | 抽 出 |

## 4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引票等）の監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

| 資材名 | 規格   | 調達地域等      |
|-----|------|------------|
| 敷鉄板 | t=22 | 茨城県東茨城郡筑西市 |

# 第9章 施工

## 1. 一般事項



### (1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、図面「位置図」に示す K. B. M. No. 11 (E. L59. 90m)、K. B. M. No. 29 (E. L56. 025m) を使用しなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

水準点及び境界杭等は施工中に損傷しないよう留意し、移動の必要が生じた場合は監督職員に報告し指示を受けなければならない。

### (2) 検測又は確認(施工段階確認)

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

| 工種                |         | 確認内容         | 確認時期・頻度                    |
|-------------------|---------|--------------|----------------------------|
| 掘削                |         | 床付状況、基準高     | 初期床付け完了時                   |
|                   |         | 地質状況         | 地質変化時                      |
| 砕石基礎工<br>均しコンクリート |         | 幅、厚さ、高さ      | 初期施工段階で 1 箇所               |
| 管水路基礎             |         | 高さ、幅         | 初期施工段階で 1 箇所               |
| 管水路 (ダクタイル鋳鉄管)    |         | 基準高          | 初期施工段階で 1 箇所口径変更毎に 1 箇所    |
| 構造物               | コンクリート  | 厚さ、高さ、幅 (内空) | 初期施工段階で 1 箇所               |
|                   | 2 次製品組立 | 高さ、連結状況      | 各構造物毎に初期段階で 1 箇所           |
| 道路路盤工             |         | 基準高、幅、厚さ     | 初期施工段階で 1 箇所以降、構造変更毎に 1 箇所 |
| 指定仮設共通            |         | 高さ、幅、長さ、深さ等  | 設置完了時点で各工種代表 1 箇所          |
| 仮設道路<br>仮設ヤード     |         | 延長、幅         | 設置完了段階で 1 箇所               |

### (3) 中間技術検査

1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員 (以下「技術検査職員」という。) から提示を求められた場合は従わなければならない。

4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。

5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

#### (4) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水または切削粉は、本工事の施工箇所を所轄する地方公共団体産業廃棄物担当部局の指導及び取扱い規則等に基づき適正に処理するものとし、受注者は、経済性を考慮し、その処理方法及び搬出先等を施工計画書に記載しなければならない。

また、当該排水処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出しなければならない。

## 2. 再生資源等の利用

### (1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

| 資材名           | 規格            | 備考    |
|---------------|---------------|-------|
| 再生加熱アスファルト混合物 | 再生密粒度アスコン 1 3 | 道路表層工 |
| 再生路床材         | RC- 4 0       | 道路路床  |

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（社）日本道路協会発行）等を遵守する。

管体基礎工として利用する場合の規格及び品質は、第 8 章 1 - （1）による。

### (2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

## 3. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

| 建設資材廃棄物  | 処理施設名              | 住所                | 受入時間           | 事業区分 |
|----------|--------------------|-------------------|----------------|------|
| アスファルト廃材 | (株)白土商事三美リサイクルセンター | 茨城県常陸大宮市三美 1175-1 | 8:00<br>～17:00 | 中間処理 |

## 4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

建築以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

|                | 工程          | 作業内容              | 分別解体等の方法             |
|----------------|-------------|-------------------|----------------------|
| 工程毎の作業内容及び解体方法 | ①仮設         | 仮設工事<br>■有 □無     | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                | ②土工         | 土工工事<br>■有 □無     | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                | ③基礎         | 基礎工事<br>■有 □無     | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                | ④本体構造       | 本体構造の工事<br>■有 □無  | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                | ⑤本体付属品      | 本体付属品の工事<br>■有 □無 | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                | ⑥その他<br>( ) | その他の工事<br>□有 ■無   | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |

注) ■が該当部分である。

## 5. 土工

### (1) 掘削及び床掘り

- 1) 掘削土砂は仮置きを計画している。
- 2) 掘削土砂は埋戻しに使用するもの以外は建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- 3) 掘削及び床掘に当たっては法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 5) 過掘となった部分は、基礎材で埋戻し、基礎と同様に転圧するものとする。

### (2) 埋戻し及び盛土

- 1) 埋戻し土砂は現地発生土の使用を計画しており、第3種建設発生土( $q_c=400\text{kN/m}^2$ )以上且つ、管外面を損傷する恐れのある玉石・礫・雑物等を含まないものを使用する。  
なお、現地発生土が埋戻しに適さない場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 2) 構造物周辺の埋戻し（施工幅 50cm 以内）は、一層の仕上り厚さを 30cm 程度にまき出しを行い、振動コンパクタ又はタンパを使用して締固めを行うものとする。  
なお、砂置換法による土の密度試験（以下、「現場密度試験」という。）による締固め度は 90%以上とする。
- 3) 埋管頂から上方 30cm までの埋戻しは、管体保護から RC-40 にて埋戻すものとし、転圧は振動コンパクタ又はタンパにて締固めを行い、現場密度試験による締固め度は 85%以上とする。
- 4) 管頂から上方 30 cm～60cm までの埋戻しは、振動ローラ（1.1ton 級以下）にて締固めを行い、現場密度試験による締固め度は 90%以上とする。

5) 前述以外の埋戻しは、適切な転圧機械を用いて締固めを行い、現地盤と同等の締固めとなるよう締固めなければならない。

また、機械による締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に締固めを行うものとする。

6) 管頂 60 cmに埋設物表示テープを埋設するものとする。

### (3) 作業残土処理

1) 建設発生土は、搬出量の検測を行うものとする。

2) 建設発生土の搬出にあたっては、公衆道路の汚損防止に努めるものとする。

3) 重大な影響を防止するために、新たな汚損防止対策及び交通対策等が必要となった場合は、監督職員と協議を行うものとする。

## 6. 基礎工

### (1) 管体基礎

1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。

2) 基床部については、一層の仕上がり厚さが 30 cm以下になるようまき出し、振動ローラ 1.1 t 以下により締固め度 90%平均となるよう締固めなければならない。

なお、振動ローラが使用できない部分はタンパにより、締固め度 90%平均となるよう締固めなければならない。

3) 管側部については、管体に衝撃を与えないように投入し、左右均等に一層の仕上がり厚さが 30 cm以下になるようまき出し、振動コンパクタ又はタンパにより締固め度 90%平均となるよう締固めなければならない。

振動コンパクタ又はタンパにより締固めが不可能な場所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。

管外面を締固め機械で直接打撃してはならない。締固め機械で管外面に損傷を与えないよう、十分留意して施工しなければならない

4) 管継手掘部は、管布設後速やかに埋戻しをしなければならない。

## 7. 管体工

### (1) ダクタイル鋳鉄管

#### 1) 塗覆装

直管の内面は JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) によりモルタルライニングをしなければならない。ただし、ALW形管は JCPA G 1053 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) に規定されたシリカエポキシ樹脂塗装 (粉体又は液状) とする。

## 2) 接合部品

管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）の附属書（ダクタイル鋳鉄管及び異形管用接合部品）による。ただし、ALW 形は JCPA G 1053（ALW 形ダクタイル鋳鉄管）の附属書（ALW 形ダクタイル鋳鉄管の接合部品）による。

## 3) 鋼製異形管

鋼管の据付は共通仕様書 7-6-4 鋼管布設工 2 据付（1）によるものとする。

## 4) 切管

切管の長さは、1m 以上とする。また、継手形式の仕様に従って押し口部の加工を行い、加工部は専用の補修塗料を用いて管の外面と同等の塗装をしなければならない。

## 5) ダクタイル鋳鉄管

管の取扱いは共通仕様書第 2 編 7-2-2 一般事項 1 運搬及び保管（1）によるものとするが、誤って塗装塗膜に損傷を与えた場合は、損傷部の調整・清掃の後、メーカー指定の液塗料または補修用スプレー塗料を使用し、塗り残し・塗りむら等がなく、均一な塗膜が得られるよう仕上げ、補修しなければならない。

## (2) 埋設表示テープ

埋設管の位置を表示するため、管センター上 60cm の位置に埋設表示テープ（w=150mm ダブル黄色）を設置するものとする。

## 8. 附帯構造物工

### (1) 分土工

分土工の設置位置は現地で確認を行うものとするが、設置等に支障がある場合は、分土工の位置及び構造等について変更する場合がある。

### (2) 排泥弁室工

排泥弁及び弁室の位置は現地で確認を行うものとする。

なお、設置等に支障がある場合は、監督職員と協議を行うものとする。

### (3) 空気弁室工

通気管は、現地にて設置位置の確認を行うものとする。

なお、車両通行等に支障がある場合は、監督職員と協議を行うものとする

## 9. 耕地復旧

水田及び畑地は石礫等の雑物撤去を十分に行ったうえで耕起を 2 回行うものとする。

## 10. 道路復旧工

管体埋設後は速やかに埋戻しを行い、舗装を行うものとする。

なお、施工範囲外の路面に損傷等が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

## 第10章 施工管理

### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-10に規定する(2)又は(3)の資格を有するものでなければならない。

### 2. 施工管理

#### (1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

- 1) ダクタイト鉄管接合の施工管理については、各種接合要領書（日本ダクタイト鋳鉄管協会発行）を準用する。

### 3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

#### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェアなど（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### (2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

### (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

### (4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

## 4. 情報共有システムについて

情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」) によるものとする。

## 第11章 天災その他不可抗力

受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため、必要があると認められるときは対策を講じなければならない。

巡視の状況については監督職員に遅滞なく報告し、対策についての承諾を得るものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。なお、対策に要した費用は発注者、受注者で協議するものとする。

## 第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 掘削土の土質に著しい相違があった場合
- (2) 購入土が必要になった場合
- (3) 土質試験の結果、埋戻材及び盛土材について変更が生じた場合
- (4) 土質調査が必要となった場合
- (5) 破碎の必要な転石等の出現があった場合
- (6) 地下埋設構造物（埋蔵文化財含む）の出現があった場合
- (7) 指定仮設に変更が生じた場合
- (8) 構造物の位置、構造に変更が生じた場合
- (9) 産業廃棄物処理場に変更が生じた場合
- (10) 産業廃棄物の種類、及び処理量に変更が生じた場合
- (11) 法面崩壊が生じ、施工方法又は仮設工法を変更する場合
- (12) 付帯構造物の追加が必要となった場合
- (13) 仮置場に変更が生じた場合
- (14) 工事用道路が通常の運行によって破損し、これを補修する必要があるが生じた場合
- (15) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- (16) 建設発生土受入地の位置に変更が生じた場合
- (17) 運搬土量に変更が生じた場合
- (18) 防音対策工が必要となった場合
- (19) 防塵、防振処理等の対策工の必要が認められた場合
- (20) 第三者との協議等による変更が生じた場合
- (21) 施工時間に変更が生じた場合
- (22) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- (23) 原形復旧の変更又は追加が必要となった場合
- (24) 交通誘導警備員の配置、人数に変更が生じた場合
- (25) 支障木の伐採・抜根、処理が必要となった場合
- (26) 井戸に係る水質、水位等の調査が必要となった場合
- (27) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
- (28) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- (29) 足場が必要となった場合
- (30) 現場条件に変更が生じた場合
- (31) 遠隔操作の試行を行う場合
- (32) 道路協議等、関係機関との調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた



場合

- (33) 関連工事等との調整により施工条件、施工方法等に変更が生じた場合
- (34) その他精査により変更が生じた場合
- (35) その他監督職員が必要と認めたもの
- (36) 第9章で規定する施工に変更が生じた場合

## 第13章 設計変更の業務

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な調査・測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その費用については別途協議する。

## 第14章 公共事業関係調査に対する協力

### (1) 歩掛調査

本工事の実施に伴い、「歩掛調査」を追加する場合がある。

なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員の指示によるものとする。

また、調査票は調査終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

### (2) 間接工事費等諸経費動向調査

本工事の実施に伴い、「間接工事等諸経費動向調査」を追加する場合がある。

調査対象となった場合は、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

## 第15章 その他

### 1. 契約後V E 提案

#### (1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) V E 提案の意義及び範囲

1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

### (3) V E 提案書の提出

1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
- ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることが出来る。

3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、原則として当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

### (4) V E 提案の適否等

1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額を行うものとする。

- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下、「V E 管理費」という）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合においては、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の V E 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の継続が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### （５）V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

#### （６）責任の所在

発注者が、V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

### 2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（C D－R 若しくは D V D－R） 正副 2 部

### 3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場へ

の専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知書を通知した日とする。

#### 4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

#### 5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

##### （1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

##### （2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

##### （3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務（業）所長、（次長）、（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会

議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議し定めるものとする。

#### （４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官＜議長＞・関係課職員、事務（業）所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

#### （５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

#### （６）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については打合せ記録簿（共通仕様書様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

### 6. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

#### （１）施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

#### （２）工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

### （３）工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

## 7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

### （１）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）

#### 【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア〜カ及び【付属品として備えるもの】キ〜チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※施工延長が長い等、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え個々の施工箇所計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。

詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

| 計上項目  | 実施する内容（率計上分）                                                               |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 仮設備関係 | ①用水・電力等の供給設備<br>②緑化・花壇<br>③ライトアップ施設<br>④見学路及び椅子の設置<br>⑤昇降設備の充実<br>⑥環境負荷の低減 |
| 営繕関係  | ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）<br>②労働宿舍の快適化                                      |

|      |                                                                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）<br>④現場休憩所の快適化<br>⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等                                                                                                             |
| 安全関係 | ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）<br>②盗難防止対策（警報器等）<br>③避暑（熱中症予防）・防寒対策                                                                                                    |
| 地域連携 | ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）<br>②完成予想図<br>③工法説明図<br>④工事工程表<br>⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）<br>⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）<br>⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営<br>⑧パンフレット・工法説明ビデオ<br>⑨社会貢献 |

#### 9. 週休2日制工事の試行

（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月30日から1月3日までの5日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるも



のとする。

(3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

|           | 4 週 8 休以上         |
|-----------|-------------------|
| 現場閉所率     | 28.5%（8 日/28 日）以上 |
| 労務費       | 1.02              |
| 機械経費（賃料）  | 1.02              |
| 共通仮設費（率分） | 1.02              |
| 現場管理費（率分） | 1.05              |

② 補正方法

当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

| 名称        | 区分 | 補正係数   |
|-----------|----|--------|
|           |    | 4週8休以上 |
| 鉄筋工       |    | 1.02   |
| 鉄筋工（ガス圧接） |    | 1.02   |

#### 10. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。

なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。

なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

##### 【働き方改革】

☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

☐ 休日の確保を行った。

☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休２日（４週８休以上）の確保に取り組んだ。〕

- ③ 現場閉所による週休２日相当（４週８休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙８に示す「７．法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で１点を加点評価する。

○事業（務）所長

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休２日（４週８休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- （３）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が４週８休以上（現場閉所率 28.5%（８日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

- １）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。

契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- ２）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- ３）受注者は、契約締結後、２）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式１」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- ４）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式２」という。）を作成するとともに、様式２に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- ５）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変

更の対象としない。

- 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 12. 1日未満で完了する作業の積算

- 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

## 13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。  
運搬費：建設機械の運搬費  
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 14. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年9月3日から令和7年3月21日まで

（余裕期間：令和6年8月13日から令和6年9月2日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

#### 15. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の態に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 30 日から 1 月 3 日までの 5 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合が、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※補正係数：1.2

17. 総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行

う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

（２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

## 第16章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。